

(第1条関係)寒川町職員服務規程新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(当直)</p> <p>第27条 (略)</p> <p><u>(加える)</u></p> <p>～略～</p> <p>(当直員の任務)</p> <p>第33条 当直員は、次に掲げる事項をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 防災、防犯等庁舎 _____ 内外の取締り及び警戒に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>(当直日誌)</p> <p>第35条 当直員は、当直日誌(第15号様式)に次の事項を記載し、勤務時間終了後收受物件とともに総務課長に引き渡し、その決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 庁中取締りに関する事項 _____</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(非常の際の服務)</p> <p>第37条 職員 _____ は、庁舎 _____ 又はその付近に火災その他の事変が発生したことを知ったときは、速やかに登庁し、上司の指揮をうけなければならない。ただし、急迫の場合には、当直員とともに臨機の処置をしなければならない。</p> <p><u>(加える)</u></p>	<p>～略～</p> <p>(当直)</p> <p>第27条 (略)</p> <p><u>2 当直員は、警備員室で当直に従事するものとする。</u></p> <p>～略～</p> <p>(当直員の任務)</p> <p>第33条 当直員は、次に掲げる事項をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 防災、防犯等庁舎 <u>(一之宮分庁舎を除く。以下この条において同じ。)</u>内外の取締り及び警戒に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>(当直日誌)</p> <p>第35条 当直員は、当直日誌(第15号様式)に次の事項を記載し、勤務時間終了後收受物件とともに総務課長に引き渡し、その決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 庁中取締りに関する事項 <u>(一之宮分庁舎に関する事項を除く。)</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(非常の際の服務)</p> <p>第37条 <u>総務部施設再編課の職員</u>は、庁舎 <u>(一之宮分庁舎を除く。)</u> 又はその付近に火災その他の事変が発生したことを知ったときは、速やかに登庁し、上司の指揮を受けなければならない。ただし、急迫の場合には、当直員とともに臨機の処置をしなければならない。</p> <p><u>2 町民部町民安全課の職員は、一之宮分庁舎又はその付近に火災その他の事変が発生したことを知ったときは、速やか</u></p>

に登庁し、上司の指揮を受けなければならない。  
ただし、急迫の場合には、臨機  
の処置をしなければならない。



(略)		
町民安	(略)	
全課	防犯対策	(略)
	(加える)	
(略)		
(略)		
～略～		

(略)				
町民安	(略)			
全課	防犯対策	(略)		
	一之宮分庁舎の維持管理			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>一之宮分庁舎の使用承認</u></li> <li>2 <u>一之宮分庁舎内外の設備の管理</u></li> <li>3 <u>一之宮分庁舎に係る庁用備品の管理</u></li> <li>4 <u>その他一之宮分庁舎の維持管理</u></li> </ol>
(略)				
(略)				
～略～				

改正附則

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この訓令は、平成30年1月1日から施行する。</u></p>